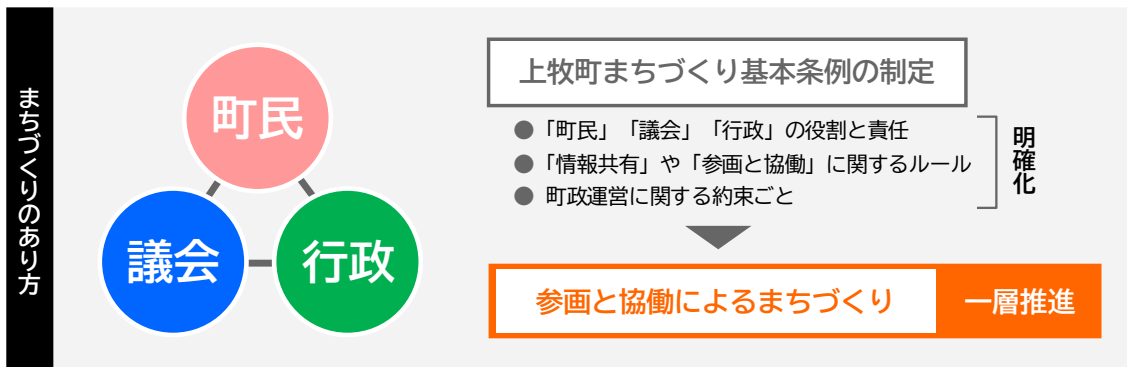


# 上牧町まちづくり基本条例の概要について

## I 上牧町まちづくり基本条例とは

上牧町のまちづくりのあり方を定めた条例で、まちづくりの基本となる考え方、進め方のルールや仕組みを明らかにするものです。この条例が制定されたことで、「町民」、「議会」、「行政」の役割と責任が明確になり、また町政に関する「情報共有」や「参画と協働」についてのルールを定めることで、町民の声をより一層町政に反映させることができます。(平成 26 年 4 月施行)



## 2 上牧町まちづくり基本条例制定の背景

### ○財政状況の悪化

⇒町の発展に伴って、長年にわたり財政拡大方向の運営が行われてきた結果、平成 21 年度に財政健全化団体に陥ったという経緯があり、翌年度には財政健全化団体を脱却できたものの、多額の債務を抱えていた土地開発公社を解散させるために、平成 25 年度に発行した第三セクター等改革推進債の返済負担が長期にわたるなど、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

### ○地方分権の進展

⇒地方分権が進み、それぞれの地方で主体性を持ってまちづくりを進めていくことが求められています。

### ○人口減少・少子高齢化、地域課題の多様化・複雑化

⇒少子高齢・人口減少社会の到来、町民ニーズやライフスタイルの多様化、コミュニティの希薄化など社会変化は大きく変化し、これまでの行政のあり方では、様々な問題に対応できなくなってきました。



町を取り巻く状況を的確に見据え、過去の反省も踏まえたうえで、適切に対応し、公正で開かれた、未来志向型のまちづくりを進めていくためには、町民・議会・行政がそれぞれの役割を果たしていくことが求められています。

### 3 制定と検証の過程

平成 25 年度	上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会設置
平成 26 年 4 月	上牧町まちづくり基本条例制定・施行
平成 27 年度～	取組状況評価（毎年実施・HP 公表） 【第 37 条】
平成 30 年度	上牧町まちづくり基本条例検証委員会（第 1 期）【第 38 条】 →条例改正なし
令和 5 年度	上牧町まちづくり基本条例検証委員会（第 2 期）【第 38 条】

### 4 上牧町まちづくり基本条例の検証の進め方

#### (1) 条例の検証について（法的根拠）

【上牧町まちづくり基本条例（抜粋）】

（条例の見直し）

第 38 条 町は、5 年を超えない期間ごとに、この条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりません。

2 第 1 項に規定する検討を行う場合、住民主体の検討委員会を設けて審議しなければなりません。

#### <条例見直しの必要性の検討>

社会情勢や町あるいは地域の状態など町を取り巻く環境は、時代の変化とともに移り変わっていき、この条例の内容がその時々状況に合致していなければ、この条例は、存在の意味を持たなくなるため、この条例の条文がその時代に適したものであるかどうかを一定の期間ごとに検証し、必要に応じて条例の改正を行っていきます。

上牧町まちづくり基本条例は、令和 5 年度最終日をもって、前回（平成 30 年度）の検証から 5 年を経過するため、本条例第 38 条の規定に基づき、これまでの取組状況を踏まえながら、住民主体の検討委員会を設けて条例の見直しの必要性について検討を行います。

## (2) 検証の進め方（案）

### <検証のポイント>

- ・ 条文が社会情勢や時代の変化に適したものとなっているか。  
※ 条文の表現を中心に検証を進めながら、取組内容や運用に関する意見についても取りまとめていきます。

### <検証の流れ>

検証資料（条文・逐条解説・取組状況）に基づいて検証を行う。

↓

条文ごとに各委員に意見を求め、条文改正の必要性について議論を行う。

（併せて取組や運用に関する意見も求める。）

↓

議論を基に意見を整理、集約（事務局）

↓

検証結果と答申の作成

## (3) 検証スケジュール（予定）

日 程	内 容
第1回 令和5年8月23日	・ 条例の概要について ・ 条例の検証の進め方について
第2回 令和5年9月～10月	・ 条文に沿った検証（前文～第4章）
第3回 令和5年10月～11月	・ 条文に沿った検証（第5章～第6章）
第4回 令和5年11月～翌年1月	・ 条文に沿った検証（第7章～第9章）
第5回 令和6年1月～2月	・ 答申書（案）・検証結果（案）作成
令和6年2月～3月	【答申】